

いよいよ中小企業も来年4月から。ご心配が残る企業様ぜひご参加を！

# 「同一労働同一賃金」対応の仕方セミナー

◎日時：令和2年10月16日（金） 13:30～15:30

◎会場：浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

《コロナ対策：当セミナーは集合セミナーとなりますので、以下のコロナ対策を実施いたします》

①定員は席数の1/2②会場内をアルコールで拭掃除③噴霧器により除菌水（CELA水）を継続噴霧④1時間に8回部屋を自動換気

【参加者の皆様へのお願い】①受付にて非接触型の体温計にて体温の確認、37.5度以上の場合、入場をご遠慮いただくこととなります。（その場合は参加料をご返金させていただきます）②マスクの着用をお願いします。

注）浜松市内でのコロナ感染者の発生状況により、開催日の繰り延べ等の措置をとらせていただく場合があります。

2021年4月から、いよいよ中小企業でも、「同一労働同一賃金」への対応が必要になります。当事務所でも今年の夏前から、顧問先様からのこのテーマへのご質問が急増しています。今回のセミナーでは、同一労働同一賃金対応に向け、今から企業が何からどう手を付ければよいのかを、わかりやすく説明させていただきます。ぜひご参加いただき、すぐにでも具体的に動き始めてください。

## 参加をお勧めしたい企業様

- ☑ 気にはなっていないながらも、実はまだ全くと言っていいほど「同一労働同一賃金」に手を付けられていない企業様
- ☑ とにかく、うちの会社のどこをどう変えていくべきなのかを、わかりやすく具体的に知りたいという企業様
- ☑ 厚生労働省作成の「ガイドライン」は読んだが、実感がわかないという企業様
- ☑ 既に対応はすすめているが、自社の対応でよいのか心配が残るから、念のために確認されたいという企業様



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコーチ人事研究所代表 賃金コンサルタントとして北見昌朗氏に師事、中小企業にピッタリの賃金管理を提案している。「経営」「法律」「人の気持ち」のバランスをとった労務管理こそが大切と考えている。

## 当日お話しする主な内容

- ・「同一労働同一賃金」への具体的な対応の手順
- ・来年4月までに最低限やっておかななくてはならないこと
- ・優先順位を考えて対応をすすめよう
- ・基本給・役職手当・通勤手当・家族手当・住宅手当等は？ 福利厚生・教育訓練は？
- ・どの企業でも格差の大きい、賞与や退職金はどうする？
- ・定年後再雇用者への対応
- ・もしも「うちの会社、同一労働同一賃金ってどうなってるんですか？」と聞かれたらどうする？

裏面の情報もぜひご確認の上、参加をお決めください↓

■ 前回の「同一労働同一賃金セミナー」ご参加者様より ■

- ・いつもながら非常にわかりやすい説明ありがとうございました。正社員・パート・嘱託・派遣社員といろいろな雇用が存在し、求人難、派遣社員→直接雇用等、変化していく中で、大変参考になりました。賃金については見直しが必要とっていましたので、これを機会に考えていきたいと思えます。またご相談させていただきます。
- ・全く理解していなかった同一労働同一賃金についてアウトラインですが理解できました。賃金改定のポイントでは、具体例も有りわかりやすかったです。しっかりと見直しを検討したいと思います。
- ・パートさんが多い会社なので、手当を大幅に改善していかないといけない。
- ・正社員と嘱託職員の賃金の取扱について勉強になりました。
- ・どこが問題になるのか、どこを修正すればよいのか（手当・賃金）有期と無期の取り扱い方、具体的に理解することができたように思います。大変参考になりました。参加させていただいてよかったです。
- ・難しい内容を簡潔にまとめてくれてよかったです。 等々。

**【開催日】 令和2年 10月 16日(金) 13:30~15:30**

**【会 場】 浜松労政会館 (浜松商工会議所 7 階)**

**【受講料】 1名様 5,500 円 税込 (顧問先様は無料)**

**【定 員】 18 名様 (同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りさせていただいております)**

**【主催/お問い合わせ先】**

**西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2 担当:山口・松本**

**TEL :053-436-1033 FAX:053-436-1138**

**HP : <http://www.seienroumu.com>**

◎お申し込み方法：以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください。

◎受 付：ファックスをいただきますと受講票（及び、有料となる場合は請求書）をお送りします。  
 万一、お申し込み後 1 週間以内に受講票が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会（053-436-1033）までお問い合わせをお願いいたします。

◎受講料のお支払（有料の場合）：請求書に記載の口座に開催日の 5 日前までにお振込みをお願いします。

**「同一労働同一賃金」対応の仕方セミナー申込 FAX:053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP**

フリガナ 貴社名	〒 所在地
Tel	Fax
フリガナ ご参加者様名	(役職)
フリガナ ご参加者様名	(役職)

【当事務所での個人情報の取扱いについて】  
 \* お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また、利用目的の範囲内において、配送業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。  
 ①本セミナーに関するご連絡、②次回以降開催するセミナーのご案内、③事務所便り等当事務所のサービス提供に関するご案内  
 \* 参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。  
 \* 当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関し、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがありましたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。